

帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領

[平成6年12月1日制定]

(趣旨)

第1条 この要領は、帯広市が発注する建設工事の請負、物品の購入その他の契約（以下「建設工事等の契約」という。）に係る入札に参加する資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）が違法又は反社会的行為等により指名業者として不適当と認められる場合において、帯広市が行う措置について定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表1及び別表2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、帯広市が発注する建設工事等の契約に係る入札に、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、指名停止の期間中の有資格業者に対し、次条第5項の規定により指名停止の期間の変更を行うときは、前項の規定により指名停止を行った下請負人に対し、同条第5項の規定により指名停止の期間の変更をした有資格業者の変更後の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。

3 市長は、指名停止の期間中の有資格業者に対し、次条第6項の規定による指名停止の解除を行うときは、第1項の規定により指名停止を行った下請負人に対し、第4条第6項の規定による指名停止の解除を行った有資格業者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

(1) 別表1各号又は別表2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表1各号又は別表2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表1第9号若しくは第10号又は第11号から第13号までのいずれかの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9号若しくは第10号又は第11号から第13号までのいずれかの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期

の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかであると認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。
- 7 指名停止の期間中の有資格者が、新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の指名停止の期間は、新たに措置が必要となった事由に応じて定めた期間に、既に受けている指名停止の残期間に相当する期間を加えた期間とする。

(指名停止の通知)

- 第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項により指名停止の期間を変更し、又は前条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書(様式第1号)、指名停止期間変更通知者(様式第2号)又は指名停止解除通知書(様式第3号)により通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(契約の相手方の制限)

- 第6条 所管の長(帯広市契約規則(昭和39年規則第22号)第2条に規定する所管の長をいう。以下同じ。)は、有資格者が別表第9号から第15号までの停止要件に該当するものとして、契約書を作成する契約の締結前に指名停止を受けた場合は、指名停止の期間中の当該有資格者を当該契約の相手方としてはならない。この場合において、当該有資格者が議会の議決に付すべき契約における落札者である場合、本契約の締結前においては、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除し、本契約を締結しないこととする。
- 2 前項の取扱いは、同項に掲げる停止要件以外の停止要件に該当する場合であって、その事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当すると市長が認めるときも同様とする。
 - 3 所管の長は、次項に規定する場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。
 - 4 所管の長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する場合に随意契約を行う場合は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

- 第7条 所管の長は、指名停止の期間中の有資格者が市の建設工事の請負契約に係る工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

- 第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止等の措置の決定等)

第9条 建設工事並びに建設工事に係る設計、技術資料、地質調査及び測量業務の有資格業者に対する第2条第1項、第3条各項の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更、又は同条第6項の規定による指名停止の解除に係る決定は、建設工事等入札指名委員会の審議を経て市長がこれを行うものとする。

2 前項に規定する者以外の有資格業者に対する第2条第1項の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更又は同条第6項の規定による指名停止の解除に係る決定は、市長がこれを行うものとする。

3 第2条第2項の規定による指名の取消し又は前条の規定による警告若しくは注意の喚起に係る決定は、総務部長又は委任を受けた者がこれを行う。

(指名停止の公表)

第10条 市長は、第2条第1項の規定による指名停止を行ったときは、当該有資格業者について次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 商号又は名称(個人にあつては、氏名)

(2) 所在地(個人にあつては、住所)

(3) 指名停止期間

(4) 理由

(その他)

第11条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成6年12月1日から施行する。

2 帯広市の建設工事等の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領(昭和63年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 入札参加排除又は指名停止の措置要件に該当する事由が、平成6年11月30日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の帯広市建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に指名停止等の措置を決定する場合について適用し、施行日前に指名停止等の措置を決定した場合については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領の施行前において、改正前の措置要件に該当することにより指名停止を受けた有資格業者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお従前の例による。

3 改正後の要領の施行前において、改正前の措置要件に該当した有資格業者で、この要領の施行の日までにその措置の決定をしていないものについては、改正後の要領により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領の施行前において、改正前の措置要件に該当することにより指名停止を受けた有資格業者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお従前の例による。

3 改正後の要領の施行前において、改正前の措置要件に該当した有資格業者で、この要領の施行の日までにその措置の決定をしていないものについては、改正後の要領により取り扱うものとする。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 4 日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第 4 条関係)

建設工事請負契約に係る指名停止基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 帯広市の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
(過失による粗雑工事)	
2 帯広市と締結した建設工事の請負契約に係る工事（以下この表において「帯広市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 6 月以内
3 帯広市内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内
(契約違反)	
4 第 2 号に掲げる場合のほか、帯広市発注工事の施工に当たり契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 4 日以上 4 月以内

<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 帯広市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p> <p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(工事関係者事故)</p> <p>7 帯広市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 14日以上4月以内</p> <p>当該認定をした日から 14日以上2月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次のア、イ又はウに掲げる者が帯広市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>10 次のア、イ又はウに掲げる者が道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>9月以上18月以内</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p>

ウ 使用人	2月以上6月以内
11 次のア、イ又はウに掲げる者が道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	4月以上12月以内
イ 一般役員等	2月以上6月以内
ウ 使用人	1月以上3月以内
(独占禁止法違反行為)	
12 道内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 4月以上18月以内
13 帯広市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反した場合において、当該違反が特に悪質であると認められるとき。	当該認定をした日から 9月以上18月以内
(競売入札妨害又は談合)	
14 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、道内における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 4月以上24月以内
15 帯広市発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 9月以上24月以内
(建設業法違反行為)	
16 道内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1月以上9月以内
17 帯広市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
(不正又は不誠実な行為)	

<p>18 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上12月以内</p>
<p>19 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>（暴力団関係等）</p>	
<p>20 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団員（帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員が有資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 24月を経過し、かつ 改善されたと認められるまで</p>
<p>21 代表役員等、一般役員等又は使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利用していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 24月を経過し、かつ 改善されたと認められるまで</p>
<p>22 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 24月を経過し、かつ 改善されたと認められるまで</p>
<p>23 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 24月を経過し、かつ 改善されたと認められるまで</p>
<p>24 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 24月を経過し、かつ 改善されたと認められるまで</p>

別表2（第2条、第4条関係）

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	

<p>1 帯広市の発注する契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p>	
<p>2 帯広市と締結した契約（以下この表において「帯広市発注契約」という。）の履行に当たり、過失により契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>3 帯広市内における契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により契約の履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p>	
<p>4 第2号に掲げる場合のほか、帯広市発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 14日以上4月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p>	
<p>5 帯広市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(契約関係者事故)</p>	
<p>7 帯広市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 14日以上4月以内</p>
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 14日以上2月以内</p>
<p>(贈賄)</p>	
<p>9 次のア、イ又はウに掲げる者が帯広市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った 日から</p>

ア 代表役員等	12月以上24月以内
イ 一般役員等	9月以上18月以内
ウ 使用人	6月以上12月以内
10 次のア、イ又はウに掲げる者が道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	6月以上18月以内
イ 一般役員等	4月以上12月以内
ウ 使用人	2月以上6月以内
11 次のア、イ又はウに掲げる者が道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	4月以上12月以内
イ 一般役員等	2月以上6月以内
ウ 使用人	1月以上3月以内
(独占禁止法違反行為)	
12 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 4月以上18月以内
13 帯広市発注契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反した場合において、当該違反が特に悪質であると認められるとき。	当該認定をした日から 9月以上18月以内
(競売入札妨害又は談合)	
14 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、道内における談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 4月以上24月以内

<p>15 帯広市発注契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から9月以上24月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>16 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上12月以内</p>
<p>17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内</p>
<p>(暴力団関係等)</p>	
<p>18 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団員であるとき又は暴力団員が有資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から24月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>19 代表役員等、一般役員等又は使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団を利用していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から24月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>20 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から24月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>21 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から24月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>22 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から24月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>